

よくある問合せ

- Q1** 本公募で認定された技術は、土壌地下水汚染対策を検討する事業者・土地の所有者等と必ず工事契約することができますか。
- A1** 公募で認定された技術は、「地下水汚染の拡大の防止技術メニュー」として東京都がホームページ等で公表します。土壌地下水汚染対策を検討する事業者・土地の所有者等は、土地利用転換アドバイザー（東京都委託業者）の助言を受けながら、地下水汚染の拡大の防止技術メニューから具体的な対策方法を検討します。
最終的に、どの土壌地下水汚染対策業者と契約するかは、見積の結果等を踏まえて事業者・土地の所有者等が判断します。認定された技術が、工事契約の締結まで至るとは限りません。
- Q2** 東京都ホームページに掲載された各種ケース（土地・建物及び汚染物質・汚染状況）は、実在するサイト・汚染状況・現場条件と考えてよいでしょうか。
- A2** 実例を参考にした想定事例です。複数の工法についてコストや工期を比較する際に、ある程度条件を揃える必要があるため、想定事例を作成しました。
実際は、土壌地下水汚染対策を検討する方によって条件は異なるため、認定された地下水汚染の拡大の防止技術メニューを基に、現場条件を踏まえた具体的な対策方法を検討することになります。
- Q3** 東京都ホームページに掲載された各種ケース（土地・建物及び汚染物質・汚染状況）について、一部の条件を変更したい場合どうしたらよいでしょうか。
- A3** 可能な限り条件内で提案していただきたいですが、変更した内容を明記したうえで応募することも可能です。ただし、土地・建物の形状に関する変更はあまり余地がない限定的なものをご承知おきください。
例) 汚染深度● m までであれば対応可能
機械設置のため1日のみ道路上での作業が必要 など
- Q4** 事業者・土地の所有者等と契約する汚染状況は、東京都ホームページに掲載された各種ケース（土地・建物及び汚染物質・汚染状況）と同じでしょうか。
- A4** まず、認定した技術を「地下水汚染の拡大の防止技術メニュー」として東京都がホームページ等で公表します。その後、土壌地下水汚染対策を検討する方が、土地利用転換アドバイザーを介して地下水汚染の拡大の防止技術メニューを基に、現場条件を踏まえた具体的な対策方法を検討します。よって、例示の条件とは限りません。

Q5 技術を有するのが●●建設（親会社）、施工するのが関連会社（当社の完全子会社）という場合、どちらが応募すればよいでしょうか。

A5 今回の公募は、技術を有する事業者を公募しています。そのため、施工を専門に行う事業者ではなく、技術を有する親会社で公募していただきたいと考えています。詳細は申請前にご相談ください。

Q6 実際の施工は当社の子会社が実施します。土壌地下水汚染対策を検討する方（事業者・土地の所有者等）との工事契約において、契約者は誰になりますか。

A6 技術公募は、技術を有する親会社が申請します。一方、認定された技術を用いて実際に施工する場合の契約の名義は、技術を有する親会社でも、実際に施工する子会社でも構いません。詳細は申請前にご相談ください。

Q7 「地下水汚染の拡大の防止技術応募申請書」の別紙に施工費用を記載しますが、工事契約もこの金額に拘束されますか。

A7 申請での施工費用はあくまでも目安であるため、拘束力はありません。ただし、土壌地下水汚染対策を検討する方（事業者・土地の所有者等）は、地下水汚染の拡大の防止技術メニューを参照して具体的な対策方法を検討するため、極力、工種ごとに金額を明示し、金額算定上の条件を明示してください。

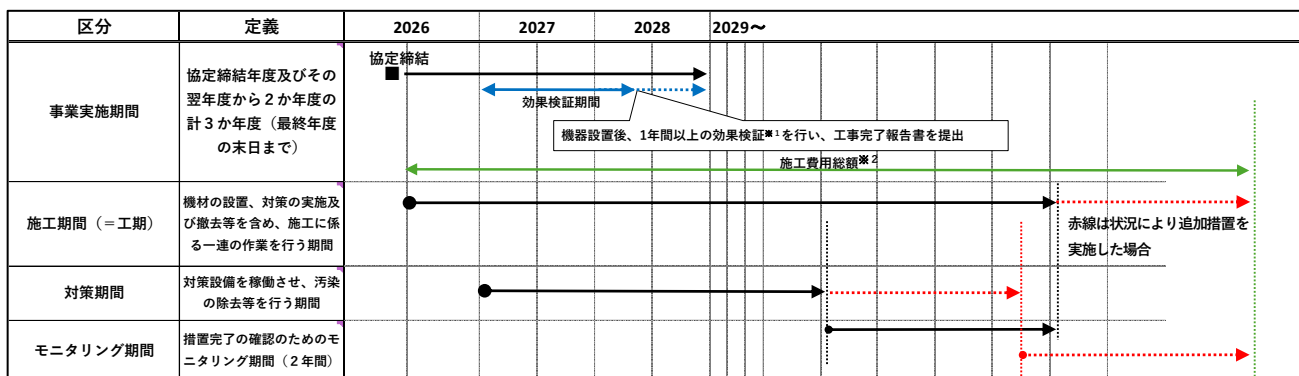
Q8 「地下水汚染の拡大の防止技術応募申請書」の別紙に施工期間を記載しますが、期間についてはどの段階まで書けばよいでしょうか。

A8 原則として、措置効果を確認する期間まで（2年間の地下水モニタリング終了後、設備の撤去まで）とします。

なお、いずれの場合も、事業実施期間内において、措置目標に対する効果をモニタリング等により客観的にモニタリング・検証できることを示していただく必要があります。

Q9 本事業における事業期間や施工期間などの時間的な取り扱いを教えてください。

A9 以下に、その一例を示します。対策の状況によっては必ずしもこの限りではありません。



※1 事業実施期間内に工事完了報告書を提出すること。なお、効果検証は、工事完了報告書の提出後も継続して実施すること。
 ※2 追加措置や機器等のメンテナンス等の保障に係る金額を含む。なお、技術実証支援事業において協定により都が負担する金額は、施工費用総額の中から個別に判断する。

Q10 応募予定の技術は排水基準に適合した処理水を下水道へ放流するものです。下水道料金は施工費用に含めて積算すれば良いのでしょうか。

A10 施工費用の中に下水道料金を含めることは可能です。その場合は、内訳書にて数量等の具体的な数値や算出根拠を示してください。

Q11 仮設費用や周辺環境に配慮するための費用なども施工費用に含めてよいのでしょうか。また、対策の長期化を見込んで維持管理費用は事業実施期間以降分も含めてよいのでしょうか。

A11 ご理解のとおりです。応募された技術を適用するにあたり必要な費用であれば、仮設費等も含めて計上してください。また、対策の長期化を見込んで維持管理費用を施工費用に含めていただくことで、長期化した場合でも限度額の範囲内において支援が可能と考えております。その場合は、負担金支払い時に工事完了提出後からどれだけの維持管理費用が発生するのか、数量や客観的な根拠を提示していただく必要があると想定してください。